

「熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例」概要

前文

国産いぐさ産地の存続が危ぶまれている中、熊本県のいぐさ・畳に係る伝統文化を守り、技術を継承していくためには、生産者や関連事業者を県全体で支援していくことが重要。

県、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民が一体となっていぐさ産地を守り、畳に関する伝統と文化を将来へ繋いでいくため、この条例を制定する。

目的(第1条)

本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

基本理念(第2条)

いぐさ・畳産業の振興は、日本の伝統文化の維持・継承・発展に寄与し、郷土のいぐさ・畳文化への県民の理解を深め、将来へと繋いでいくことを旨として推進されなければならない。

定義(第3条)

市町村、生産者、生産市町村、関係団体及び事業者の各用語の意義を定義

役割(第4条～第10条)

【県の役割(第4条)】

- ・技術継承及び需要拡大の取組や県有施設での県産いぐさ・畳の利用促進など、生産者等と連携し、各種施策を講ずるよう努める。
- ・国と連携し、生産者が安心していぐさ・畳の生産を継続できるための基盤づくりと、各種施策の推進に必要な財政措置を講ずるよう努める。
- ・知事は、毎年度、い業振興に関する施策を取りまとめ、議会に報告する。

【議員の役割(第5条)】

県産いぐさ・畳の利用及び普及の促進に関する取組に積極的に努める。

【市町村の役割(第6条)】

各市町村有施設での県産いぐさ・畳の利用検討など、いぐさ・畳の振興に努める。

【生産者の役割(第7条)】

産地の維持・存続のため一致協力し、生産振興・販売促進等の活動に努める。

【関係団体の役割(第8条)】

相互に連携して生産振興及び需要拡大の対策を実施するよう努める。

【事業者の役割(第9条)】

県産いぐさ・畳の利用及び普及を促進する取組を通じて、地域活性化に努める。

【県民の理解と協力(第10条)】

県産いぐさ・畳・い製品の利用を通じて、郷土の産業への理解を深めるよう努める。

連携・協力して、県産いぐさ・畳産業の振興を図る